

電気・電子機器リサイクルWGの 活動状況について

平成29年2月28日
経済産業省 商務情報政策局
情報通信機器課
環境リサイクル室

電気・電子機器リサイクルWGの活動状況

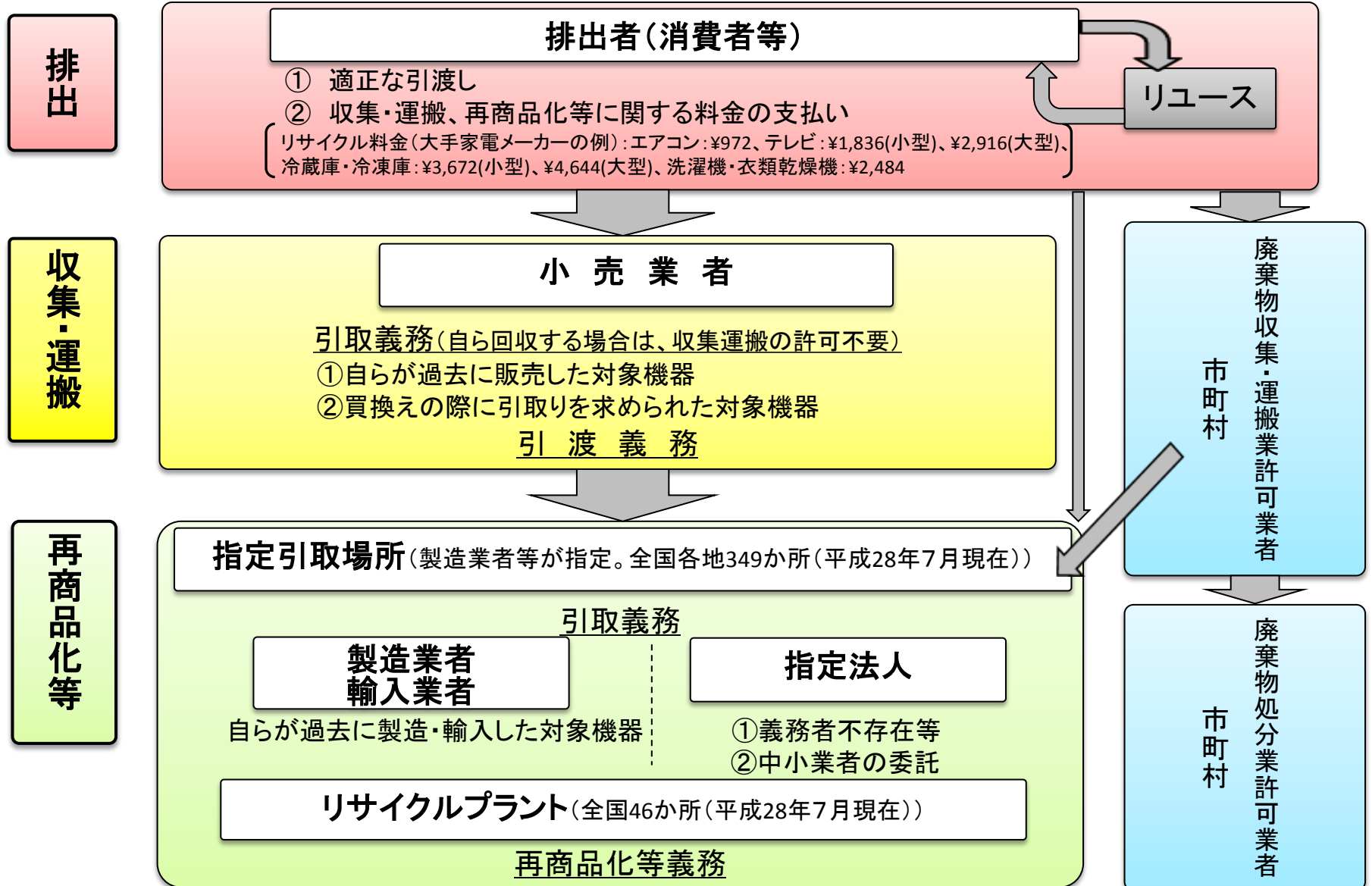
- ◆ 平成10年5月に成立し、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づく施行状況等について調査するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置
- ◆ 平成25年5月より、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合において法施行後2度目の制度見直しの議論を開始。
計12回の審議及びパブコメを経て、平成26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめたところ。
- ◆ 現在、各主体は、本報告書で提言された所要の取組を実施しているところ、その進捗状況等について、本報告書に基づいて、毎年1回、合同会合でフォローアップしているところ。
- ◆ 委員については、学識経験者、関連業界(製造業者等、小売業者、地方公共団体の代表)、消費者及び報道関係者から構成

産業構造審議会・中央環境審議会合同会合委員名簿(第35回会合:平成29年1月20日現在)

石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授	※産業構造審議会座長	(敬称略、委員五十音順)
細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授	※中央環境審議会座長	
梅田 靖	東京大学大学院工学系研究科教授		
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長・環境委員長		
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授		
河口 真理子	株式会社大和総研調査本部主席		
河野 博子	読売新聞東京本社企画委員		
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー		
杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授		
田崎 智宏	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長		
西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授		学識経験者 消費者等
萩原 なつ子	立教大学社会学部教授		
山本 雅資	富山大学極東地域研究センター准教授		
伊藤 眞純	一般財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長		
谷口 信之	一般社団法人日本冷凍空調工業会家電リサイクル対応プロジェクト委員長		
永友 秀明	一般社団法人日本電機工業会家電リサイクル委員会委員長		
宮部 義幸	一般社団法人電子情報技術産業協会テレビリサイクル委員会委員長		
山鹿 裕治	日本労働組合総連合会特別専門員(電機連合書記次長)		
川村 仁志	株式会社ビックカメラ代表取締役副社長副社長執行役員		
佐藤 健司	大手家電流通協会会長		製造業者等
桑野 光正	株式会社ヤマダ電機代表取締役社長兼代表執行役員COO		
峯田 季志	全国電機商業組合連合会副会長		
石井 邦夫	株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役		
岩田 利雄	千葉県東庄町長		
小迫 敏宏	日本労働組合総連合会特別専門員(全日本自治団体労働組合中央執行委員・現業局長)		
佐々木 五郎	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事		
高橋 勝浩	東京都稲城市長		
古尾谷 光男	全国知事会事務総長		
			小売業者
			地方自治体等

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。



家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定

2度目の評価・検討等の審議実績

平成25年5月より、産業構造審議会・中央環境審議会における法施行後2度目の評価・検討等の議論を開始

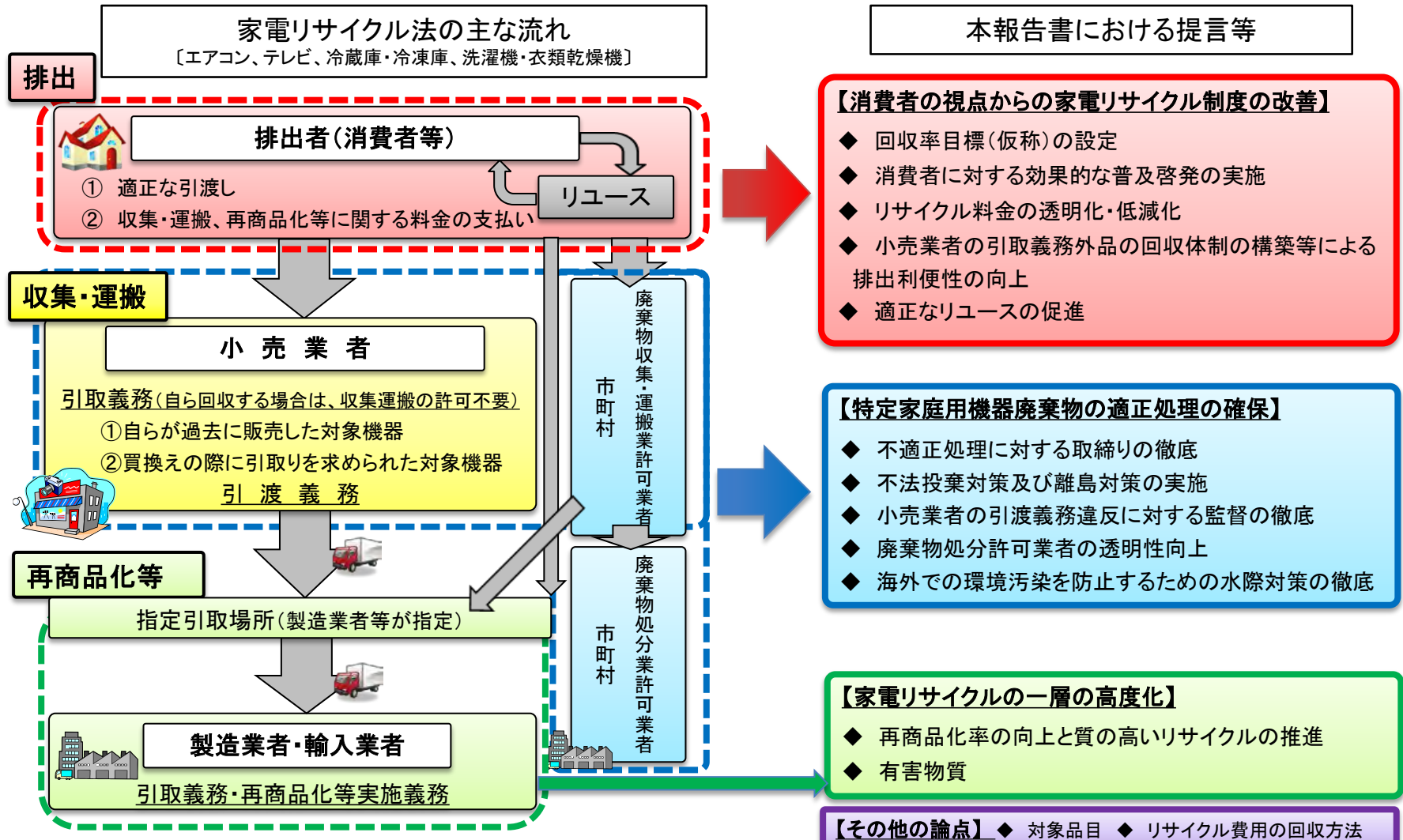
⇒ 計12回の審議及びパブコメを経て、26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめたところ。

①	第21回	25年5月20日	家電リサイクル法の施行状況等について
②	第22回	25年7月4日	関係者(小売業者、リユース業者、有識者)からのヒアリング
③	第23回	25年7月31日	関係者(都道府県、製造業者等)からのヒアリング
④	第24回	25年9月10日	関係者(市町村、消費者団体)からのヒアリング
⑤	第25回	25年10月21日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について(自由討議)
⑥	第26回	25年11月26日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について(不法投棄、不適正処理、義務外品等)
⑦	第27回	26年1月29日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について (消費者の排出し易さ、料金の透明化、再商品化率、対象品目等)
⑧	第28回	26年3月6日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について(不適正処理、費用回収方式等)
⑨	第29回	26年4月10日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について(費用回収方式)
⑩	第30回	26年5月30日	家電リサイクル制度の見直しに係る論点について(品目追加、費用回収方式)
⑪	第31回	26年7月4日	個別課題への具体的な対策について
⑫	第32回	26年7月30日	家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書案について

⇒ 26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ

平成26年報告書の概要

- ◆ 平成26年10月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、家電リサイクル制度は着実に成果を上げてきたとされるものの、よりよい制度を構築していくために、各主体において所要の取組を進めることが求められているところ。また、5年後を目途に、再度、制度見直しの議論を行うことが適当とされた。



平成26年報告書以降の動き

- ◆ 平成26年10月、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「平成26年報告書」という。)が取りまとめられる。
- ◆ 平成27年1月の第33回合同会合において、平成26年報告書を踏まえ各主体が取り組むべき施策を工程表として取りまとめ、毎年1回、合同会合において、工程表の実施状況の評価することとした(8～10ページ参照)。
- ◆ また、平成26年報告書において、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指し、回収率目標を設定するよう提言されたところ、平成27年1月の第33回合同会合で御審議いただいた上、平成27年3月、家電リサイクル法の基本方針に、廃家電の回収率目標(平成25年度:49%→平成30年度:56%)を新たに策定(11ページ参照)。
- ◆ 平成28年1月の第34回合同会合において、
 - ・ 平成26年度の回収率の状況や平成26年報告書・工程表の実施状況等についてフォローアップいただいた。
 - ・ 平成26年報告書・工程表の取組のうち、回収率目標の達成に関する取組について、各主体の取組目標とその評価・点検方法をまとめた「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」(以下「回収率目標達成アクションプラン」という。)を御審議いただき、必要な修正を加え、平成28年3月に策定した(14、15ページ参照)。
- ◆ 平成29年1月の第35回合同会合において、平成27年度の回収率の状況や回収率目標達成アクションプランを含む平成26年報告書・工程表の実施状況等についてフォローアップいただいた。

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表①

①消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
(1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標(仮称)の設定 ・国が回収率目標(仮称)を基本方針に設定、実績報告 ・各主体が回収促進に取組、実施状況の点検 ・より正確な実態の解明	合同会合で、経産省・環境省は、回収率目標(案)を提示 基本方針改正 合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた各主体の取組の方向性を提示 合同会合で、経産省・環境省は、より正確な実態把握の方向性を提示	経産省・環境省は、回収率や回収台数の実績について、毎年度合同会合に報告 各主体は、回収促進に向けた取組について、毎年度合同会合に報告 経産省・環境省は、推計でしか把握できていない情報の実態把握に取り組む。(※実態を把握すべき各種数値は毎年度合同会合に報告)	
(2) 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施 ・各主体は互いに連携しながら消費者に対する効果的な普及啓発を実施 ・指定法人は消費者に対する効果的な普及啓発を実施 ・経産省及び環境省は消費者教育、環境教育にも積極的に取り組む	合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた各主体の取組の方向性を提示	各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告 合同会合で、家電製品協会は、指定法人の普及啓発の取組状況を報告 合同会合で、経産省・環境省は、消費者教育・環境教育の取組状況を報告	家電製品協会は、指定法人の普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、引き続き普及啓発の取組を実施 経産省・環境省及び自治体は、消費者教育・環境教育の取組を引き続き実施
(3) リサイクル料金の透明化及び低減化 ・リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告 ・国はリサイクル料金を確認し、料金の適正化に努める ・細分化されたリサイクル費用の内訳について、本合同会合において可能な限り公表 ・製造業者等自らがリサイクル料金の水準を検証、低減化に積極的に取り組む	合同会合で、経産省・環境省は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について一層細分化した様式を用いて報告 経産省・環境省は、専門家の知見を基に報告徴収の結果を確認した上で、製造業者等に適宜照会又はヒアリングを実施 合同会合で、経産省・環境省は、25年度のリサイクル費用の実績・内訳について一層細分化した様式を用いて報告 製造業者等は、リサイクル費用の実績・内訳に関する本合同会合における御意見も踏まえて、リサイクル料金の改定等について検討 経済産業省・環境省は、リサイクル料金の改定状況を適宜合同会合に報告	経産省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、資源売却益も含めて、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告 経産省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告	
(4) 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上 ・いわゆる義務外品について、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援、定期的にフォローアップ ・国や製造業者等は消費者の利便性を高めるための方策を検討	合同会合で、環境省は、義務外品回収体制に関するガイドライン(案)を提示 環境省は、義務外品回収体制に関するガイドラインを市町村に提供	義務外品の回収体制が構築されていない市町村は、早急に回収体制を構築 環境省は、義務外品の回収体制の構築の状況等について、毎年度合同会合に報告 家電製品協会は、インターネット手続の活用、郵便局券の運用改善等について報告	経産省・環境省や製造業者等は、引き続き、消費者の利便性向上のための方策を検討し、その状況について適宜合同会合に報告
(5) 適正なリユースの促進 ・国又は自治体は優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施	経済産業省・環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する効果的な情報発信方法等について検討	経済産業省・環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信方法等について、合同会合で報告	経済産業省・環境省又は自治体は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表②

② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
(1) 不適正処理に対する取締りの徹底 ・不適正処理に対して自治体が厳格に対処できるよう、国による徹底した取組 ・解体時の残置物について、国は都道府県等を通じて周知、自治体は適切に取締り ・国や市町村等が中心となり、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底	環境省は、事例集を作成し、自治体に提供。また、自治体職員向けセミナーを実施	環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて3. 19通知や事例集等の周知徹底を図るとともに、毎年度合同会合において周知の状況を報告 また、環境省は、自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況(立入検査等の件数)について、毎年度合同会合において報告 自治体は、警察などの関係機関と協力した、違法な廃棄物回収業者等に対する取締りを実施	
	環境省は、解体時に残置された家電についての実態を調査	環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて建築物の解体時における残置物の取扱に関する通知の周知するとともに、適宜合同会合において周知の状況を報告	
	合同会合で、経産省・環境省は、回収促進に向けた取組の方向性を提示	各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告	
(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施 ・市町村は不法投棄の未然防止策を実施、国はより詳細な把握に努め、市町村の取組を支援 ・国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図る ・製造業者等は不法投棄未然防止事業協力・離島対策事業協力の延長等を実施 ・製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討	合同会合で、環境省は、より詳細な把握を含めた不法投棄の状況について報告 環境省は、好事例を収集し、自治体に提供	市町村は、地域の実情に応じて、不法投棄の未然防止を実施 環境省は、不法投棄の状況について詳細な把握に努めるとともに、その状況について、毎年度合同会合で報告 また、環境省は、不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供による自治体の支援状況について、毎年度合同会合で報告	
	環境省は、自治体に対する周知の実施 経産省は、リサイクルプラントに対する周知の実施	経産省・環境省は、当該運用の活用状況について、適宜合同会合で報告	
	製造業者等は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を平成29年度まで延長 環境省は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力について市町村に対して周知を実施		
		家電製品協会は、両事業協力の申請等の状況について、毎年度合同会合において報告	
(3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底 ・引取台数の多い小売事業者に対し、国は店舗毎の台数を定期的に報告させる ・引渡義務違反等に対する監督を徹底	経産省・環境省は、大手小売業者を対象に、店舗毎の引取台数及び販売台数の報告徴収を実施し、結果をもとに次年度における経済産業省・環境省の立入検査先の選定に活用		
	経産省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者に対する説明会を開催し、小売業者の義務の履行を徹底	経産省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者についても立入検査を実施 また、経産省・環境省は、立入検査件数と指導件数について、毎年度合同会合で報告	
(4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上 ・国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況を定期的に確認するよう周知し、その結果を取りまとめて公表 ・特に、フロン類の回収量等を把握する方策について、国は検討		環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告	
		環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告	
(5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底 ・国は自治体等との情報共有等の連携を強化 ・輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を適切に確認		環境省は、経産省、環境省及び税関と自治体との情報共有等の連携状況について、毎年度合同会合で報告	
	経産省、環境省及び税関は、引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるかを確認		

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で提言された具体的な方策の工程表③

③ 家電リサイクルの一層の高度化

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
(1)再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進 ・国は、再商品化に関して、製造業者等に対してガイドラインを示す ・再商品化率について、国は法定の水準を引き上げる ・国は再資源化率の把握に努め、製造業者等による高度なりサイクルの取組を推進することを基本方針に位置付け ・資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることを検討	経産省・環境省は、製造業者等に対する 通知(ガイドライン) を策定	合同会合で 経産省・環境省 は、 ガイドライン について報告	製造業者等は、 ガイドライン に基づき再商品化を実施
	合同会合で、 経産省・環境省 は、 再商品化率(案) を提示	政令改正	経産省・環境省は、再商品化率の実績等について 毎年度合同会合 で報告
	合同会合で、 経産省・環境省 は、 基本方針(案) を提示	基本方針改正	経産省・環境省は、製造業者等に対して 再資源化率 について調査を実施
		経産省・環境省は、再資源化率の調査結果について、 毎年度合同会合 で報告	経産省・環境省は、再資源化率の調査結果について、 毎年度合同会合 で報告
(2)有害物質について ・製造業者等は、有害物質の適切処理の対応状況等について、積極的な情報発信 ・都道府県等は、廃棄物処理業者の有害物質の対応状況等の実態について適切に把握 ・製造業者等は、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努める		合同会合で 製造業者等 は、 有害物質管理 の取組状況について報告	製造業者等は、引き続き、有害物質について 適正処理及び積極的な情報発信 を実施
		環境省は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について 調査し、毎年度合同会合 で報告	製造業者等は、引き続き、有害物質について 適正処理及び積極的な情報発信 を実施
		合同会合で 製造業者等 は、 有害物質の使用量低減 の取組状況について報告	製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から 有害物質の使用量低減 の取組を実施

④ 対象品目について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
・市町村における処理状況、小型家電リサイクル法の施行状況等を把握し、引き続き対象品目の追加について検討		経産省・環境省は、小型家電リサイクル法の施行状況や市町村における処理状況について把握し、 対象品目の追加 について検討	

⑤ リサイクル費用の回収方法について

報告書の記載	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成30年度
・引き続き、諸外国の事例の収集等に努め、それぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討		経産省・環境省は、 海外事例の情報収集 に努め、購入時負担方式を採用した場合の論点・課題等について検討	

回収率目標の設定

<回収率の算定方法>

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※「適正に回収・リサイクルされた台数」は下記のとおりとする。

- ・製造業者等による再商品化台数、・廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
- ・地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

※ 分母として、排出台数、出荷台数の2つが考えられるが、排出台数については、推計でしか把握できておらず、推計誤差によって回収率目標の達成・未達成が左右される懸念があることから、出荷台数を分母として回収率を算定することとされた。

<回収率目標の考え方>

○平成25年度の回収率は約49% (1223.8万台/2500万台)である。ここから

①不法投棄の割合を半減 (現状0.4% (9.2万台/2500万台) ⇒ 0.2%)

②国内外のスクラップの割合をできる限り低減 (現状6.4% (161万台/2500万台) ⇒ 0%)

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%とされた。

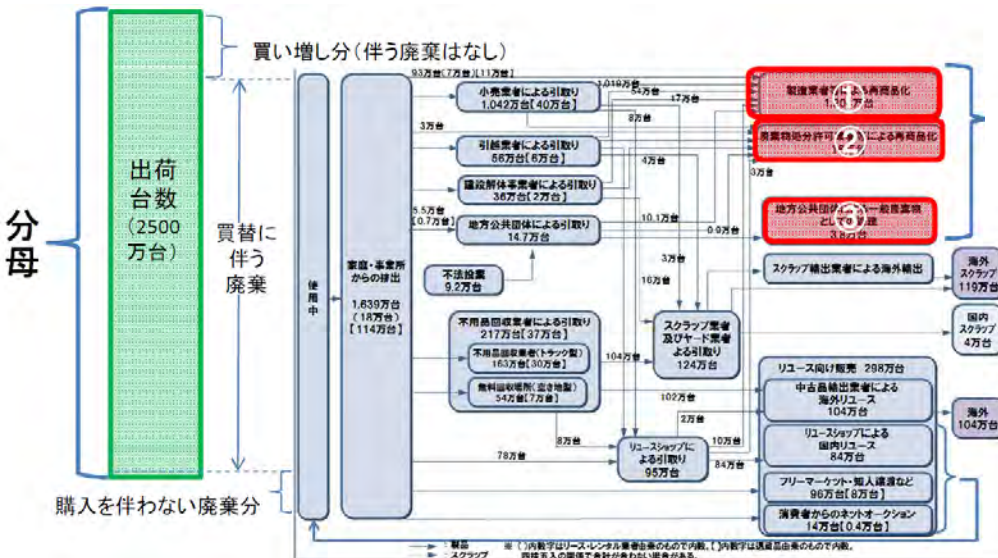


図 回収率の算定方法イメージ

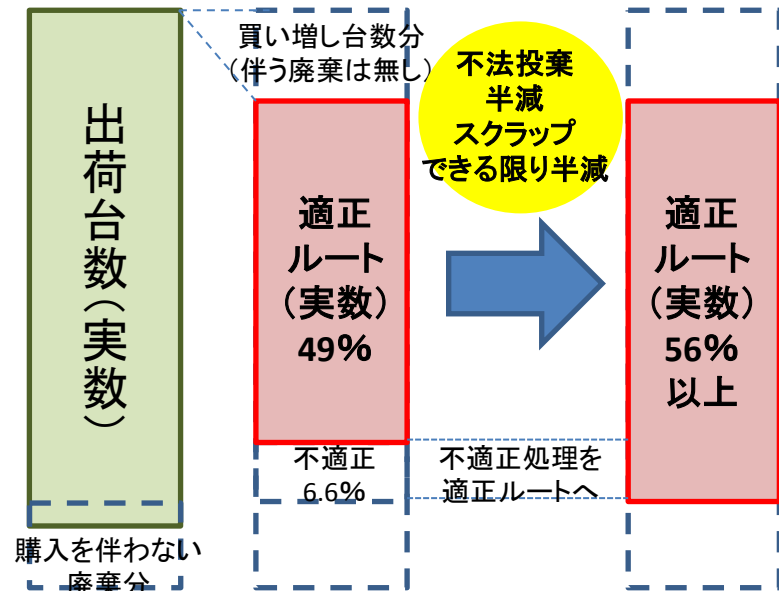


図 回収目標の考え方

平成27年度の回収率

- 平成27年度の回収率は52.2%であった。
- 基準年度である平成25年度と比較すると3.2ポイント向上した。ただし、要因を特定するには時期尚早であり、引き続き動向を注視していく必要がある。

①平成27年度出荷台数:2,132万台(※1)(平成26年度2,186万台)

②製造業者等による再商品化台数:1,101万台(※2)(平成26年度1,148万台)

③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数

産業廃棄物:5.9万台(平成26年度9.7万台)

一般廃棄物:6.3万台(平成26年度は④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数に内包)

④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0.0万台(平成26年度4.4万台)

②1,101万台+③5.9万台+④0.0万台

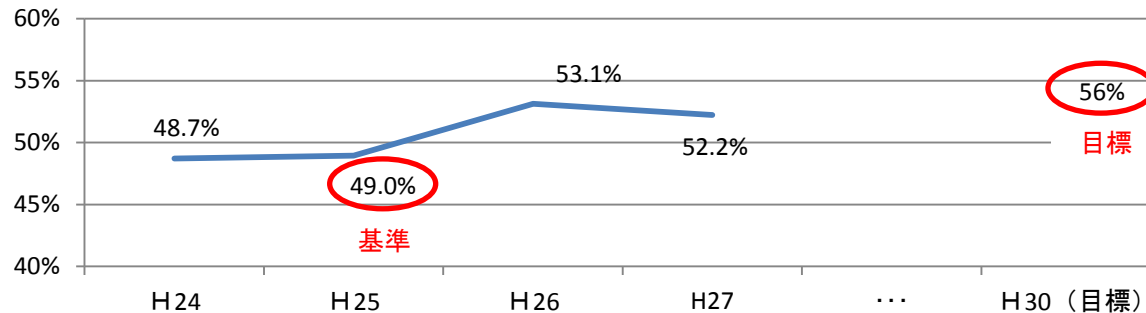
= 52.2%(平成26年度53.1%)

①2,132万台

(※1)出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2016

(※2)出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 平成27年度版

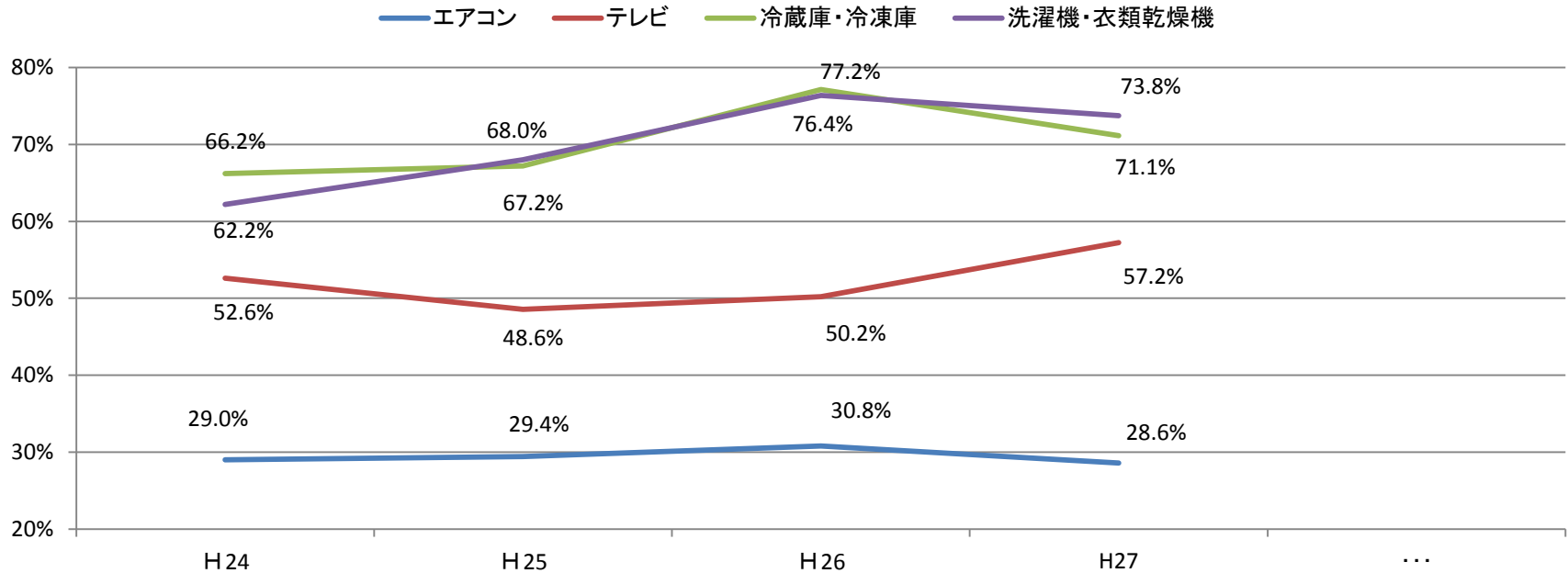
<参考>回収率の推移



		単位:万台					
		H24	H25	H26	H27	...	H30(目標)
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132		
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101		
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9		
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数				6.3		
	廃掃法:地方自治体による一般廃棄物としての処理台数	5.0	3.8	4.4	0.0		
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	1,159	1,123.8	1,161.6	1,113.2		
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.3%		56%

※ 平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

(参考)4品目別の回収率の経年比較



単位: 万台

エアコン		H24	H25	H26	H27	...
分母	出荷台数	852	942	809	817	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	236	272	247	233	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	11	5	2	0.1	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	0.4	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.1	0.0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.5	
回収率		29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	

テレビ		H24	H25	H26	H27	...
分母	出荷台数	577	558	545	490	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	295	265	268	277	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	4	3	3	0.69	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	2.7	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	4	3	2.7	0.0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.4	
回収率		52.6%	48.6%	50.2%	57.2%	

冷蔵庫・冷凍庫		H24	H25	H26	H27	...
分母	出荷台数	447	484	390	397	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	293	322	298	280	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	2	2	0.95	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.5	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	1	1	0.9	0.0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.5	
回収率		66.2%	67.2%	77.2%	71.1%	

洗濯機・衣類乾燥機		H24	H25	H26	H27	...
分母	出荷台数	504	516	442	429	
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	311	345	335	311	
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	6	2	4.2	
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.2	
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.6	0.0	
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.4	
回収率		62.2%	68.0%	76.4%	73.8%	

回収率目標達成アクションプランの全体像

取組の類型	取組項目 (大項目)	各主体の回収促進に向けた取組内容(中項目)						
		消費者等 の排出者	消費者団体 等のNPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・ 都道府県
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	・家電リサイクル法に対する正しい理解と不適正な排出による環境影響への理解	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 ・販売員等の教育	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施		・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施
	排出者の経済的負担の軽減	・リサイクル料金等の支払	—	—	・リサイクル料金の透明化	—	・リサイクル料金の適正性の確認	—
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	・小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し	・適正なリユースの推進に向けた協力	・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築への協力 ・廃家電の積極的な回収	・インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等 ・廃棄のみの場合の排出方法に関する案内	—	・小売業者の引取義務外品の回収体制構築支援による排出利便性の向上 ・小売業者の義務履行の促進 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進 ・適正なリユースの推進	・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底	—	—	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	—	・3.19通知(平成24年)の自治体への周知徹底、具体的な事例集の作成 ・小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底 ・違法な廃棄物回収業者やスクラップ・ヤード業者の指導の徹底支援 ・違法な業者・行為等の取締りに向けた制度の検討	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導の徹底(廃棄物処理法等)
	水際対策	—	—	—	—	—	・水際対策の徹底	・水際対策への協力
	不法投棄対策	—	—	—	・不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援	—	・不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援	・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施
流通フローの把握精度の向上・その他		—	—	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力	・回収率の精度向上に必要なデータ収集への協力	—	・フロー推計に関し、推計でしか把握できていない情報の実態把握及びフロー推計の精度向上	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力

回収率目標達成アクションプランにおける連携関係

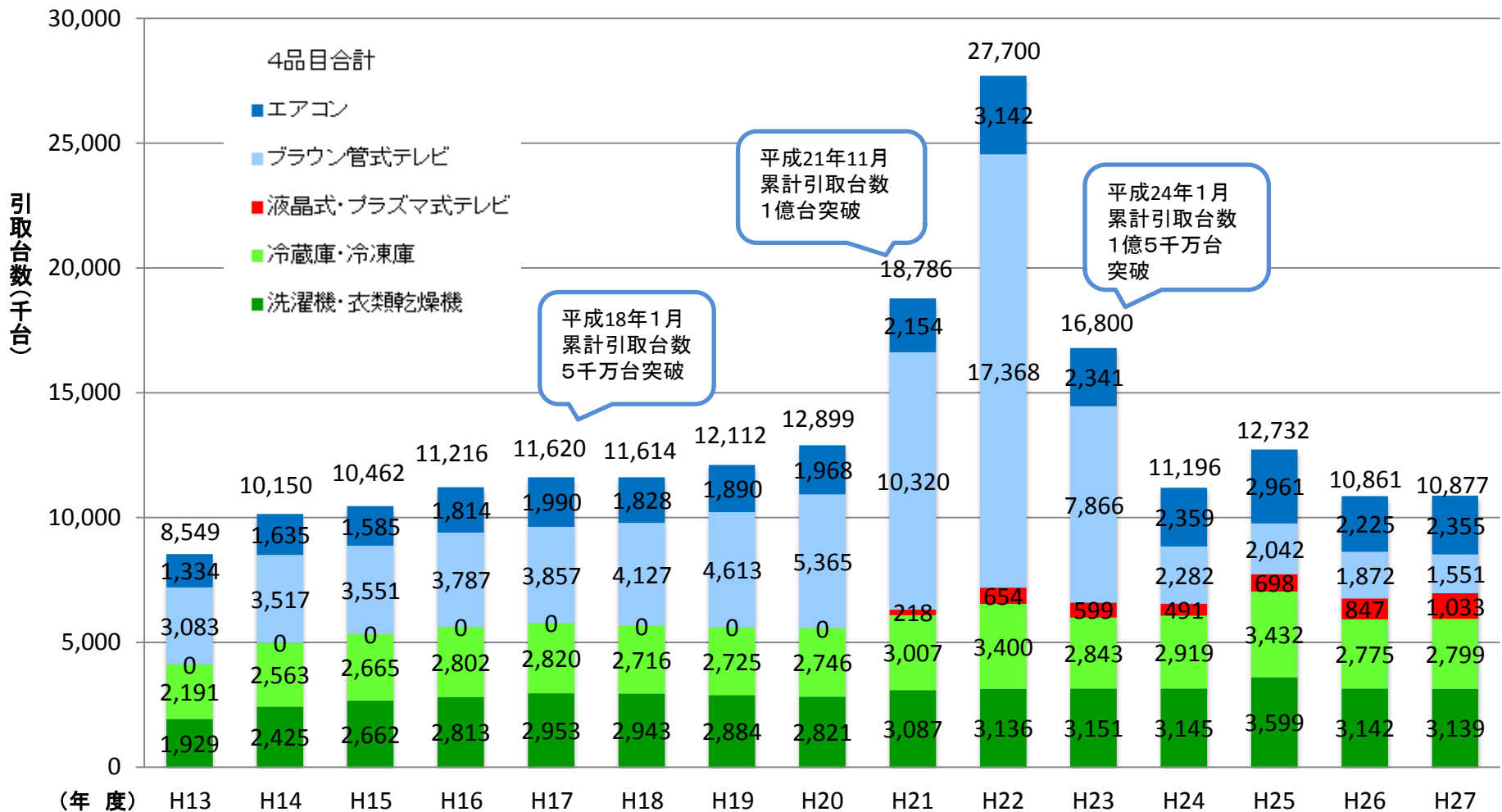
大項目	取組内容	主体					
		NPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・都道府県
適正排出に係る排出者の理解促進・啓発		○	○	○	○	○	○
リサイクル料金の透明化				○		○	
排出ルート・回収体制等の整備・強化	小売業者の引取義務外品の回収体制の構築		○	○		○	○
	適正なリユースの推進	○	○			○	
違法な業者・行為の指導の徹底			○			○	○
水際対策						○	○
不法投棄対策				○		○	○
流通フローの把握精度の向上			○	○		○	○

(参考)

家電リサイクル法の施行状況等

製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移

平成27年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、約1,088万台となっており、平成27年度末までの累計引取台数は1億9千万台を超えている。

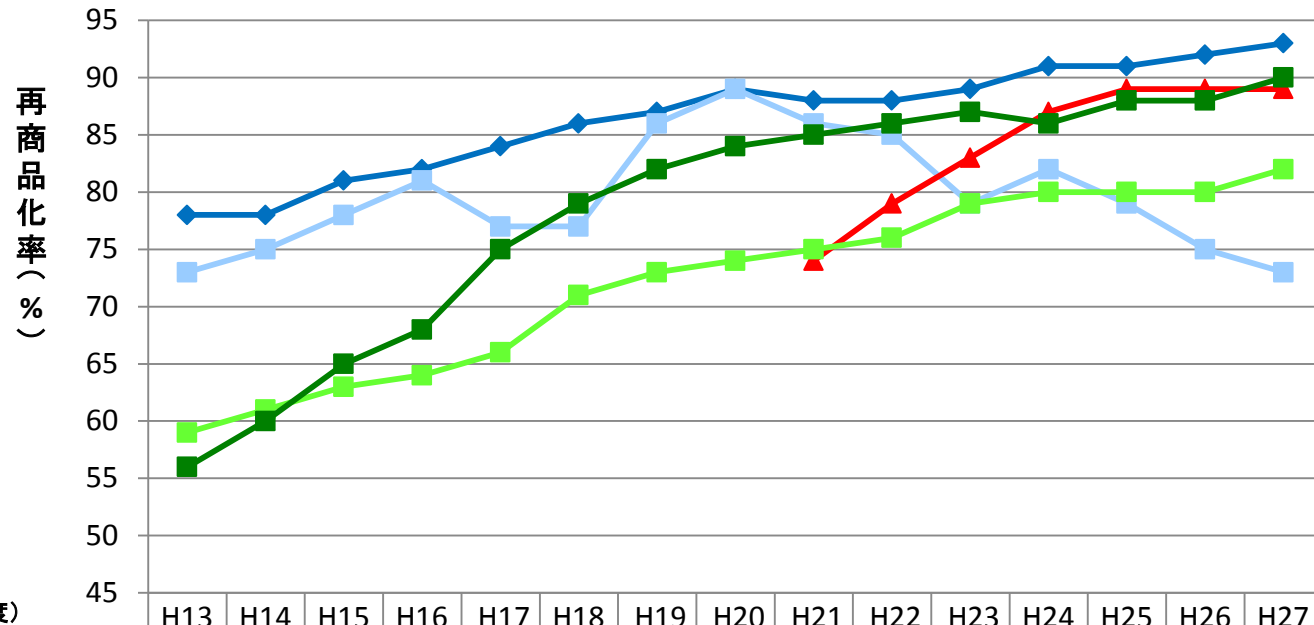


出典：平成27年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、再商品化基準が義務付けられている。
- ◆ 平成27年度、品目別の再商品化率は、エアコンで93%、ブラウン管式テレビで73%、液晶式・プラズマ式テレビで89%、冷蔵庫・冷凍庫で82%、洗濯機・衣類乾燥機で90%となっており、いずれも、引き続き、法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



(再商品化基準)

60%(～H20),70%(H21～),
80%(H27～)
55%
50%(H21～),74%(H27～)
50%(～H20),60%(H21～),
70%(H27～)
50%(～H20),65%(H21～),
82%(H27～)

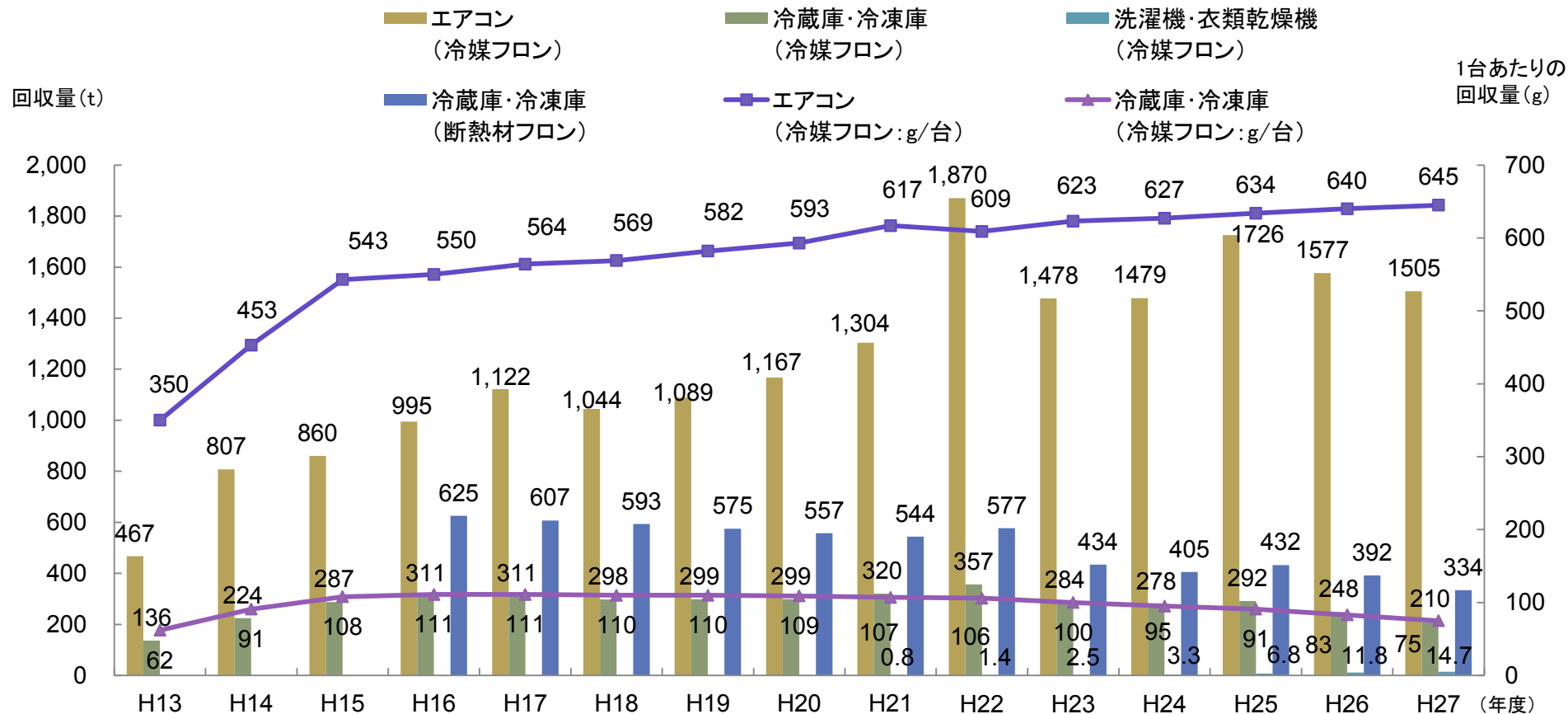
出典：平成27年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

製造業者等におけるフロン回収量の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、フロンの回収・処理が義務付けられている。
- ◆ 平成27年度の回収重量は、エアコンの冷媒フロンが約1,505トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロンが約210トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンが約15トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンが約334トンとなっている。

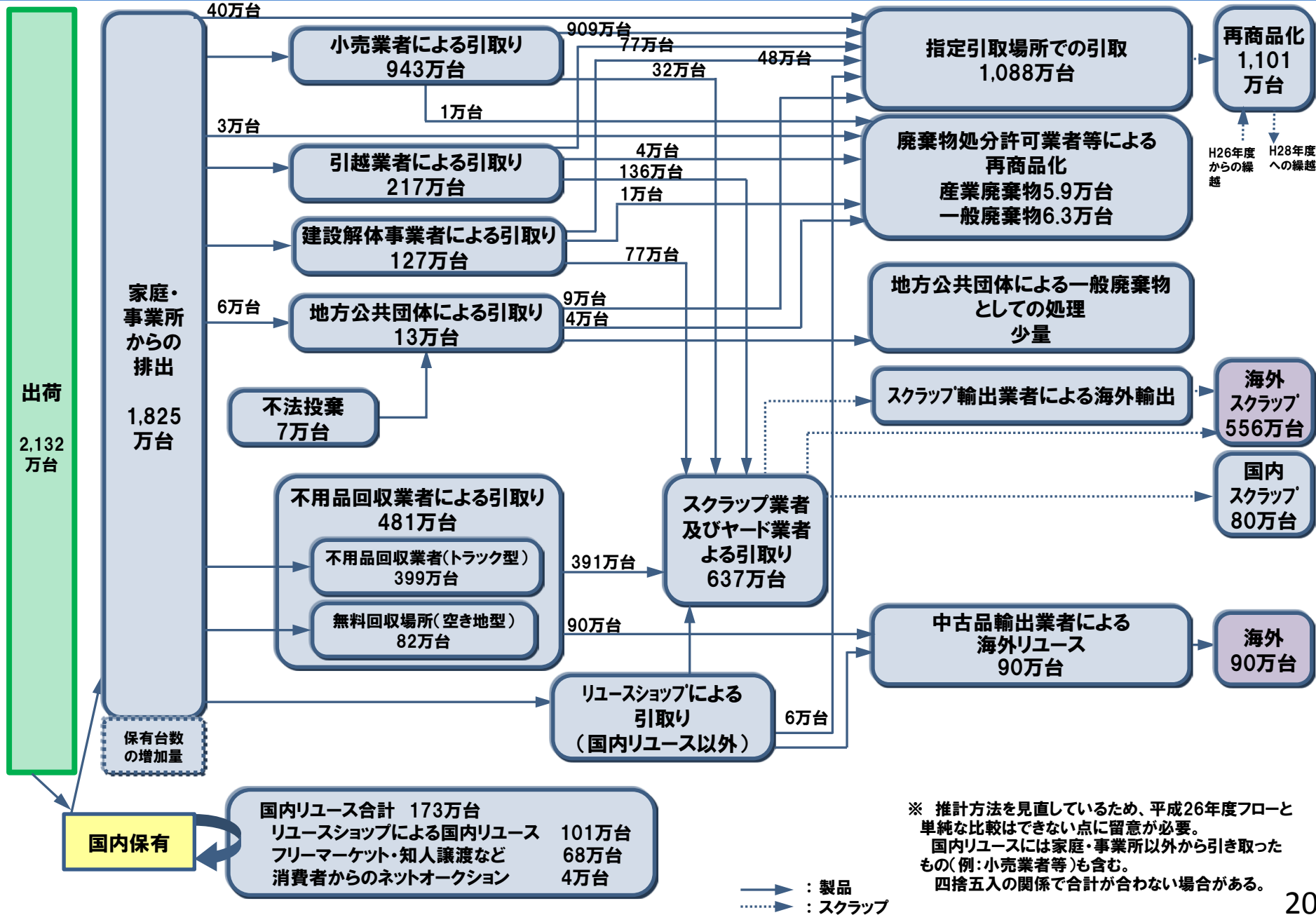


出典：平成27年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）平成16年度より、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収が、平成21年度より、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収が義務付け。

（注2）洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収量は過小であるため、グラフとしては可視化できていない。

フロー推計結果（4品目合計：平成27年度）



※ 推計方法を見直しているため、平成26年度フローと単純な比較はできない点に留意が必要。
国内リユースには家庭・事業所以外から引き取ったもの(例:小売業者等)も含む。
四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。